

## 稚内市移住体験住宅貸付規則

### (目的)

第1条 この規則は、市への移住を検討している者等に、市での生活体験ができる移住体験住宅（以下「住宅」という。）を貸し付けることにより、市への定住の促進等を図り、もって地域の活性化に資することを目的とする。

### (名称、位置、建設年、面積及び利用期間)

第2条 住宅の名称、位置、建設年、面積及び利用期間は、次のとおりとする。

名称	位置	建設年	面積	利用期間
稚内市移住体験住宅 (下勇知1号)	稚内市大字抜海村 字ユーチ	平成11年	71㎡	5月から10月 まで
稚内市移住体験住宅 (西浜1号)	稚内市西浜2丁目 664-1	平成10年	71㎡	5月から10月 まで
稚内市移住体験住宅 (更喜苫内1号)	稚内市大字声問村 字更喜苫内836-1	平成8年	85㎡	5月から10月 まで

### (賃借人の資格)

第3条 住宅を借り受ける者は、次に掲げる要件（漁業体験、農業体験等の就労体験を行う事業であって、市長が適当と認めるものに参加する場合にあっては、第2号から第5号までに掲げる要件）の全てを満たす者でなければならない。

- (1) 市への移住を検討していること。
- (2) 住宅の貸付料の支払能力があること。
- (3) 転勤又は婚姻により移住する者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める要件を満たすこと。

### (貸付申請)

第4条 住宅を借り受けようとする者は、別記第1号様式の稚内市移住体験住宅貸付申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 入居を予定する者に係る住民票の写し

(2) 別記第2号様式の誓約書

(定期賃貸借契約)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは別記第3号様式の稚内市移住体験住宅定期賃貸借契約書により定期賃貸借契約を締結し、不適当と認めるときは別記第4号様式の稚内市移住体験住宅貸付不承諾通知書を交付するものとする。

2 前項の定期賃貸借契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条第1項の規定による建物の賃貸借とするものとする。

3 市長は、第1項の定期賃貸借契約の締結前に、あらかじめ、別記第5号様式の稚内市移住体験住宅定期賃貸借契約についての説明書を交付して、借地借家法第38条第2項の規定による説明を行うものとする。

4 住宅を借り受けようとする者は、前項の説明書を受領したときは、市長に対し、速やかに、別記第6号様式の稚内市移住体験住宅定期賃貸借契約についての説明書に係る受領証を交付しなければならない。

(定期賃貸借の期間)

第6条 前条第1項の規定による定期賃貸借の期間（以下「賃貸借期間」という。）は、7日以上30日以内とし、同項の契約書において定める。

2 定期賃貸借契約は、賃貸借期間の満了により終了し、更新がない。

3 賃貸借期間の初日及び末日は、稚内市の休日を定める条例（平成2年稚内市条例第23号）第1条第1項に規定する休日以外の日としなければならない。

4 住宅の入居は午後2時から午後4時までの間に、住宅の明渡しは午前10時から午前12時までの間に行わなければならない。

5 借地借家法第38条第5項前段に規定する場合その他市長が必要と認める場合において、住宅の賃借人が建物の解約を申し入れた場合であって、市長が必要と認めるときは、市長は、住宅の賃借人の申出により、同項後段に規定する期間を短縮することができる。

6 住宅の定期賃貸借契約を締結したことがある者は、当該定期賃貸借契約に係る賃貸借期間に相当する期間は、住宅を借り受けることができない。

(貸付料)

第7条 住宅の貸付料は、賃貸借期間中の日数に応じ、1日につき2,000円とする。

- 2 住宅の賃借人は、前項の貸付料を住宅の入居前に納付しなければならない。
- 3 第1項の貸付料には、電気料、水道料、灯油代、ガス料、インターネット接続料（アクセス回線使用料を含み、市長が定める方法による接続に限る。）及び放送受信料を含むものとする。この場合において、賃貸借期間が1月に満たないときは、消費税及び地方消費税を含むものとする。
- 4 寝具及び日常生活に係る消耗品に要する経費は、住宅の賃借人の負担とする。  
（明渡し）

第8条 定期賃貸借契約の終了又は解除により住宅を明け渡す場合において、住宅の賃借人は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

- 2 前項の明渡しをするときは、住宅の賃借人は、明渡し日を事前に市長に通知しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により住宅の賃借人が行う原状回復の内容及び方法について住宅の賃借人と協議するものとする。

（立入検査）

第9条 市長は、住宅の防火、住宅の構造の保全その他の住宅の管理上必要があるときは、あらかじめ住宅の賃借人の承諾を得て、市長の指定した者に住宅に立ち入らせ、住宅の検査をさせることができる。

- 2 住宅の賃借人は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

（住宅等の毀損等の報告及び損害賠償）

第10条 住宅の賃借人は、住宅、附属設備又は備品の全部又は一部が毀損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

- 2 住宅の賃借人は、故意又は過失により住宅、附属設備又は備品の全部又は一部を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 3 住宅の賃借人の借用により生じた軽微な修繕に係る費用については、住宅の賃借人がその全てを負担するものとする。

（実施手続等）

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な手続その他の事

項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 27 日規則第 23 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日規則第 8 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 12 日規則第 12 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 9 日規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日規則第 7 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 27 日規則第 3 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 25 日規則第 1 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記第 1 号様式（第 4 条関係） **〔別添〕**

別記第 2 号様式（第 4 条関係） **〔別添〕**

別記第 3 号様式（第 5 条関係） **〔別添〕**

別記第 4 号様式（第 5 条関係） **〔別添〕**

別記第 5 号様式（第 5 条関係） **〔別添〕**

別記第 6 号様式（第 5 条関係） **〔別添〕**